○傷病手当金制度の対象となる方（フローチャート）

令和２年１月１日から現在まで、白山市の国民健康保険に加入している。（加入していた期間がある）

いいえ → **対象外**
※加入している（いた）健康保険にお問い合わせください。

はい ↓

上記の国保加入期間中、被用者だった（給与等の支払いを受けていた）期間がある。

いいえ → **対象外**
※傷病手当金は被用者の方が対象となります。

はい ↓

そのうち、新型コロナウイルス感染症に感染、若しくは発熱等の症状により感染が疑われたため、連続して３日間（待期期間）仕事をお休みしていた期間（現在も休んでいる）がある。

いいえ → **対象外**
※連続した３日間（待期期間）の後の４日目以降が支給の対象となります。

はい ↓

待期期間後、４日目以降のお休みの期間に、給与等の支払いを受けていない。

いいえ → **原則対象外**
※連続有給休暇などで給与等の支払いを受けている場合は支給対象外となります。
ただし、給与等の日額が傷病手当金の日額より少ない場合、差額が支給されます。
詳しくは保険年金課までお問い合わせください。

該当の場合

はい ↓

傷病手当金の支給対象の可能性があります。

お休みの期間中、医療機関を受診している。

はい ↓

「はい」（医療機関受診あり）の場合、以下の書類が必要となります。
１．申請書（世帯主記入用）
２．　〃　（被保険者記入用）
３．　〃　（事業主記入用）
４．　〃　（医療機関記入用）

いいえ ↓

「いいえ」（医療機関受診なし）の場合、以下の書類が必要となります。
１．申請書（世帯主記入用）
２．　〃　（被保険者記入用）
３．　〃　（事業主記入用）